

静岡県監査委員告示第18号

静岡県職員措置請求（袋井土木事務所の不動産鑑定及び土地購入に係る支出に関する住民監査請求）の監査結果（令和7年8月19日静岡県監査委員告示第16号）に付された意見に基づいて改善措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年11月18日

静岡県監査委員 山下 和俊
静岡県監査委員 松本 早巳
静岡県監査委員 土屋 源由
静岡県監査委員 木内 満

意見を付した監査対象機関	監査結果通知年月日
静岡県交通基盤部建設経済局公共用地課	令和7年8月8日
【意見の内容】 鑑定評価の実施に必要とされる1件当たりの作業時間を踏まえると、特定の不動産鑑定業者に対して過大な量の業務を発注していたおそれがある。 これは、県（静岡県庁）全体で各不動産鑑定業者に発注する業務量を把握せず、各事業執行所属の判断において発注をしていたことに起因していると考えられる。 適正な業務量を超えた発注は、適正な不動産鑑定業務の実施に支障を来し、ひいては不動産鑑定評価書の品質確保に影響を及ぼすおそれがあることから、県全体における発注状況を把握した上で不動産鑑定業者を選定できる方策を検討されたい。	
【措置の内容】 不動産鑑定評価業務について、県全体における発注状況を把握した上で不動産鑑定業者を選定することができるよう、公共用地課において、県の全所属が利用可能な「（仮称）不動産鑑定発注データベース」を構築することとした。令和7年度中の利用開始に向けて、本データベースの設計や利用に関するルールの方策を進めていく。 なお、本データベースの円滑な運用が実現するよう、利用に関する説明会の実施等を予定している。	